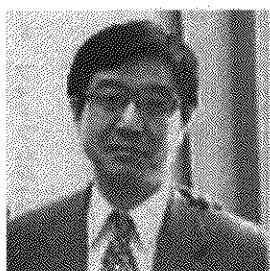
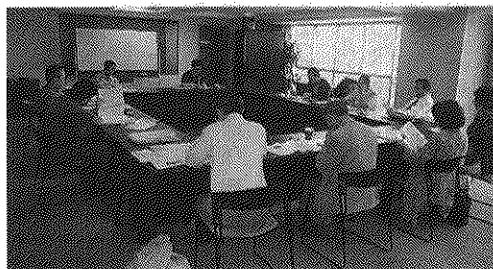


39をひく

•発行／(略称 労供労組協)
労働者供給事業関連労働組合協議会

④110-0003 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F
電話 03(5603)4570 FAX 03(5603)7265
•発行人／ろうきょう編集委員会



新しい時代転換の力 千葉アートセンター

春にかけて取り組む課題などについて討議を行いました。

労供労組協の夏の学習会が八月十九日(木)、三浦海岸の「マホロバマインズ三浦」で開かれ、八組合二名が参加しました。

学習会では、さる六月のJLO第八九回総会にオブザーバーとして参加された菅野正純・日本労働者協同組合連合会理事長が「協同労働の労働組合、現状とこれから」と題して講演をしました。また、各部会ごとに最近の労供事業の報告、秋から来

の主導性が發揮された。使用者側の巻き返しがあるかもしれないが来年には良い内容の勧告が採択できるだろうとのべ、時代の転換期の力は握るのは、協

菅野正純理事長は、今年のJLO総会で討議された「協同組合の促進」勧告案の討議は一九六六年の勧告とは異なり、全世界の協同組合を対象としていること、経済のグローバル化に対して福祉と環境を地域からくるものとして協同組合が位置づけていることを強調した。総会議論では、協同組合が「デイセンタ・ワーカー(尊厳ある労働)実現の一環であるとされ、「協同組合の原則」が国際公共政策の基準とされた。この討議では国際自由労連による労働側

の転換期の力は握るのは、協同労働による協同組合であると話しました。その上で、日本における協同組合の取り組みについて報告しました(別掲)。

なお、原稿締切日に間に合わなかった事業報告は割愛しました。ご了承ください。

1. コンピュータ・ユニオン
ソフトウェア職、エンジニア職あわせて約一二〇名の供給を行っています。

企業組合コンピュータ・ユニオンでは今年四月一日付で一般労働者派遣の許可を取得し、派遣先企業のうち、派遣契約を受け入れたのは半数、残りは業務委託契約となっていました。派遣契約を受け入れない理由

拒む傾向があることです。今後も派遣契約を追及していく

ことになりました。

課題・問題点として、一つは派遣契約を受け入れない契約先があることです。契約先企業が業務委託に固執するには派遣法に対する認識不足もあり、結果として使用者責任の回避になります。二つ目は働く側も高額な社会労働保険料負担(事業主負担分も従来の供給料金の中から自分で負担することになる)を理由に労働者性(給与所得)を拒む傾向があることです。

一方では、障害を持つ仲間たちのパン屋さんが地域の人たちとのかかわりの中で共に生き、仕事を成り立っていること、農山漁村に残る多様な文化や資源の見直し、活用をすることでの運動がすんでいます。

一方では、障害を持つ仲間たちのパン屋さんが地域の人たちとのかかわりの中で共に生き、仕事を成り立っていること、農山漁村に残る多様な文化や資源の見直し、活用をすることでの運動がすんでいます。

この一方では、障害を持つ仲間たちのパン屋さんが地域の人たちとのかかわりの中で共に生き、仕事を成り立っていること、農山漁村に残る多様な文化や資源の見直し、活用をすることでの運動がすんでいます。

このように、

産業構造の変化に対応する協同組合

日本における協同労働による協同組合は、失業者闘争からはじまりました。そして、高齢者協同組合づくりをすめる中で取り組んだヘルパー講座、タクシードライバーからケアワーカー、ドライバーに取り組んだ労働組合な

ど、これまでの事業を新たな視点で見直す運動がすすむなどさまざまなか分野で労働者協同組合の運動がすんでいます。

今日では、大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という

パブル的投機は限界にきてお

り、「企業益」と「社会益」が乖離し、恒常的なリストラで生き残りを図る企業がある一方で、これまでの雇用関係の中で

の「条件闘争」はその有効性を減退させつつある。まさに拡大型経済社会からの大きな転換期を迎えている。

このような時代の大変革

期の中で、働くひとと市民の

徹底した主体性で、「出資・経

営の意義をみんなに認識してもうと同時に、個人事業主の無権利な状況を知らせていくま

す。そして、企業組合経由の方

が資金(優位性がある)と示

していき、みんなに供給・派遣の仕組みの中での就労を勧めていきます。

実態として業務委託契約で個

人事業主として就労しているメ

ンバーがいます。また、ソフト

ウエア業界にはフリートと称する

個人事業主もいます。このよう

な人たちについても労働者保護

の取り組みを求める必要がある

と思います。

(二面へつづく)

ます。それと社会労働保険適用の意義をみんなに認識してもうと同時に、個人事業主の無

権利な状況を知らせていくま

す。そして、企業組合経由の方

が資金(優位性がある)と示

していき、みんなに供給・派遣の

仕組みの中での就労を勧めて

いきます。

実態として業務委託契約で個

人事業主として就労しているメ

ンバーがいます。また、ソフト

ウエア業界にはフリートと称する

個人事業主もいます。このよう

な人たちについても労働者保護

の取り組みを求める必要がある

と思います。

(二面へつづく)